

建築設計・監理委託業務及び地質調査(営繕関係)に係る最低制限価格の運用について

平成18年12月

1. 最低制限価格の設定について

地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第55号)が平成14年3月25日に公布・施行されたことを受けて、三重県会計規則運用方針が平成14年4月1日から改正され、最低制限価格制度の対象となる契約の範囲を、測量・設計業務を含めた全ての請負契約にまで拡大された。

建築設計・監理委託業務及び地質調査業務(営繕関係)については、**最低制限価格は予定価格の4/5~2/3の範囲内で下記の考え方により算定される「業務委託に伴い最低限必要な費用(P)」として運用することとする。**

但し、下記の考え方に基づき算定された金額が予定価格の2/3を下回る時は2/3、4/5を上回る時は4/5とし、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.05値の万円未満を切り捨て、2/3で設定する場合のみ切り上げとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数等については下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、業務の難易度、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

業務委託に伴い最低限必要な費用：P(最低制限価格)

2. 建築設計及び監理委託業務に係る最低制限価格

$$P = (\text{直接人件費} \times \text{補正係数} + a + \text{諸経費} \times 0.45 + \text{技術経費} \times \text{係数}) \times 1.05$$

但し 諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

補正係数、の値

		(区 分)	(標準値)	a値
値	直接人件費	500万円未満	0.95	0
		500万円以上	0.90	25万円
値	業務区分	第1類(工場、車庫、倉庫、市場等)	0.40	
		第2類(体育館、学校、庁舎、事務所、研究所、共同住宅等)	0.50	
		第3類(美術館、博物館、図書館、劇場、病院、診療所、複合建築物等)	0.60	

(注) 類別は建築物の用途別による。

3. 地質調査に係る最低制限価格

$$P = (\text{純調査費} \times 0.85 + \text{諸経費} \times 0.2) \times 1.05$$

但し 諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

この運用基準は平成15年4月1日の指名審査会に諮る委託業務から適用する。

この運用基準は平成16年4月1日の指名審査会に諮る委託業務から適用する。

この運用基準は平成19年1月1日以降、公告・公募、指名通知(指名競争入札)にかかる対象工事から適用する。